

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月22日

名古屋市長職務代理者
名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市条例第50号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「	名古屋市立千音寺小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ坪4666番地	を
	名古屋市立赤星小学校	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西五反田1560番地	
」			
「	名古屋市立千音寺小学校	名古屋市中川区千音寺四丁目 147 番地	に
	名古屋市立赤星小学校	名古屋市中川区赤星三丁目 302 番地	
」			

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。